

筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）  
令和2年度キャンパス イン キャンパス（C i C）等支援プログラム募集要項  
（令和元年12月期募集）

筑波大学（以下「本学」という。）とキャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との間で締結された協定書に基づき、海外の大学で学修、調査・研究を行う予定の本学の学生で、キャンパス イン キャンパス（C i C）等支援プログラムによる支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する者（以下「支援学生」という。）は、下記により申請してください。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は、令和2年4月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者とし、次のいずれかの事項に該当する者とします。

なお、渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者は申請できません。

また、キャンパス イン キャンパス（C i C）プログラムパートナー大学で実施する短期研修（以下「C i C短期」という。）を除き、外国人留学生のうち国費留学生は申請できません。

おって、ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生は対象となりません。ただし、本学及びHome Universityのほかに第三国大学とのジョイントディグリープログラムにおいて第三国に赴く場合は申請可とします。

○キャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学との協定書に基づき、学生の派遣を行う教育組織の長から推薦される者。

○ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム（DDP等）を実施する海外の大学との協定書を締結して、学生の派遣を行う教育組織の長から推薦される者。

○スーパーグローバル大学事業企画委員会、グローバル・コモンズ機構又は教育組織（以下、「学内組織」という。）が企画・実施するキャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学への短期派遣（C i C短期）は、学内組織の長から推薦される者。学生個人の申請はできません。

2 対象期間

留学期間は、原則として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに出発する1年以内とし、延長は認められません。なお、キャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム（DDP等）を実施する海外の大学との間で締結された協定書に、年度を超えた期間の記載がある場合は、翌年度に跨った期間での申請を可とします。

キャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学への短期派遣（C i C短期）の渡

航期間は、令和2年4月1日以降に出発し、令和3年3月31日までに帰国する1か月以内とします。

### 3 採用人数

令和2年度募集は100人程度（C i C短期を含む。）の採用を予定しています。（採用人数は、令和2年度予算の状況により変更となる場合があります。）

### 4 支援金の支給内容

支援金は次のとおり支給します。

(1) キャンパス イン キャンパス（C i C）及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム（DDP等）にあつては、採択された用務に対して本邦を発着する旅費（滞在費）の一部として月額上限8万円とし、地域指定額（月額）（東アジア6万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州7万円、その他8万円）を支給します。

ただし、月の日数にかかわらず留学期間に暦月の一か月が含まれる場合及び出発又は帰国が月の途中であり留学期間が一か月に満たない場合で、その期間が15日以上ある場合は地域指定額（月額）を、15日未満の場合は地域指定額の半額を支給します。

また、採択された留学期間が翌年度に跨る場合の翌年度分の支援金は、新たに年度毎の申請を行わずに翌年度予算から支給します。

本学及びHome Universityのほかに第三国大学とのジョイントディグリープログラムにおいて第三国に赴く場合は、第三国での学修期間に係る旅費（滞在費）の一部を支給します。

(2) 学内組織が企画・実施するキャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学への短期派遣（C i C短期）にあつては、本邦を発着する旅費の一部として上限15万円とし、地域指定額（東アジア5万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州10万円、その他15万円）を支給します。

また、筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

（注意）「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費（運営費交付金）、又は使用可能な外部資金を旅費（学内で出張手続きをして使用できるもの）として合算使用することは妨げません。（外部資金を使用する場合は、使用目的等を十分に確認してください。）

なお、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」により支援される海外留学に、さらに学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞退若しくは採択を取り消すものとします。

さらに、採択後に、辞退することとなった場合は支給した支援金の全額を返納し、受入れの査証取得の遅滞、移動手段の都合などの理由を問わず、留学期間が短縮となる場合は、暦月毎の支援金を精算して差額を返納してください。

なお、採択後に、渡航中止や採択の取り消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取

り消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取り止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりません。

## 5 出願に必要な書類

学生の派遣を行う教育組織の長は、次の書類を提出してください。

- (1) キャンパス イン キャンパス (C i C) 等支援プログラム申請書 (様式1)  
(C i C短期の申請を除き推薦候補者ごとに作成)
- (2) ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム (DDP等) にあつては、海外の大学との間で締結された協定書 (写し)
- (3) 前年度の成績証明書など最新の成績証明書
- (4) 語学検定試験の公式スコア (写し)

可能な限り、最新の語学検定試験の公式スコア (写し) (次の a又はb ) を提出してください。なお、留学先大学における受入れに必要な語学スコアをクリアしているかを必ず確認してください。

- a 交換留学先の大学等における授業や研究指導が英語で行われる場合は、TOEFL-iBT、TOEFL-PBT、IELTSなどの公式スコアの写し
- b 授業や研究指導が英語以外の言語で行われる場合は、その言語の公式検定試験 (独語検定試験、仏語検定試験など) の公式スコアの写し  
(注意) 公式スコアが点数あるいは級数 (1級、2級) などで示されている場合は留学を行うために十分なスコアであることを証明する文書を、又はスコアがどの程度の語学力であるのかを説明する文書を提出してください。なお、この文書が英語以外で書かれている時には、和訳文を添付してください。
- c a又はbの公式スコア (写し) が提出できない場合は、本学語学担当教員による語学能力証明書 (様式2) を提出してください。

支援金の受給を希望する学生は、キャンパス イン キャンパス (C i C) パートナー大学への留学及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等 (DDP等) の申請を行う場合は、事前に申請書 (様式1) を所属の教育組織の長 (学類事務室、専攻事務室又は支援室など) に提出してください。また、キャンパス イン キャンパス (C i C) パートナー大学への短期派遣 (C i C短期) の参加を希望する場合は、C i C短期の企画・実施を行う学内組織が行う募集に応募してください。支援金の申請は学内組織が行います。学生個人の申請はできません。

## 6 出願書類提出期限及び提出先

学生の派遣を行う教育組織の長は、出願書類を令和2年2月7日 (金) 17時までに支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。

## 7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、グローバル・コモンズ機構国際交流支援部門企画・審査委員会が行う書類審査及び必要に応じて面接審査のうえ選考を行います。なお、面接審査を行う場合は令和2年3月上旬又は中旬を予定していますが、面接審査対象者には別途面接日時、場

所などを連絡します。また、採否については、学長が決定後、学生が所属する教育組織の長等に通知します。

おって、採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取り消すことがあります。

## 8 その他

(1) 出願書類の様式は、専用ウェブサイトからダウンロードが可能です。

(URL <http://www.tsukuba.ac.jp/students/go-abroad/scholarship.html>)

(2) 支援学生は、学生の派遣を行う教育組織の長の確認を得て帰国後2週間以内にキャンパス イン キャンパス (C i C) 等支援プログラム報告書(様式2)を、支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。キャンパス イン キャンパス (C i C) パートナー大学への短期派遣 (C i C 短期) については、その企画を実施した学内組織の長から提出してください。

(3) 海外渡航の際には、「海外渡航届」を必ず提出してください。なお、「海外渡航届」の提出がない場合は、支援金の支給を保留することがあります。

(4) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険(学研災)の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

また、外務省海外安全ホームページ掲載の危機情報を受けて、本学の「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航に関する指針について」により、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取り止め、決定の取り消しとなる場合があります。おって、採択され渡航後に、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、直ちに渡航先の国、地域を離れ帰国することとなります。

(5) キャンパス イン キャンパス (C i C) パートナー大学への短期派遣 (C i C 短期) の企画においては、単位取得を伴うものを採択します。

## 9 本件に関する問合せ先

○学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院

○学生部学生交流課 (海外留学)

電子メール [isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp](mailto:isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp)